

安中市動物にやさしいまち条例(案)に対するパブリックコメントの結果について

・意見等の募集期間:令和6年6月26日(水)～7月16日(火)

・意見等の受付人数:1人(持参:1人)

・意見等の受付件数:29件

番号	頁	条項	意見等	市の考え方
1	全体		広く市民からの意見に傾聴しようとする安中市の姿勢に敬意を抱き、より良い条例となるよう、動物と市民にとって良き安中市となることを願う趣旨で書いています。 厳しい意見を多く書きましたが、市内部でも担当者任せとせず、組織として皆で議論してもらいたいと思います。	ご意見ありがとうございます。
2	全体		この改正案のままでは、「動物にやさしいまち」を目指すのは難しいと考えられるので、施行時期を遅らせてでも市内部での検討、有識者からの意見聴取、動物に関する活動を行っている市民との意見交換などを行った後に再度改正案を作成し意見募集してはどうか。	ご意見ありがとうございます。ご意見の趣旨は理解いたしました。様々な立場の方からの意見をいただくために、今回パブリックコメントの実施に至りました。
3	全体		意見募集に当たって、条例の改正点を説明した資料の提供が必要ではないか。 改正案だけではどこがどう変わったのか、ポイ捨て条例との補完関係等が、市民にはわかりにくくわからない。	全部改正のため、わかりにくく申し訳ございませんでした。 また、市内部での検討により全部改正ではなく、新規での制定となります。
4	1	条例名	条例名は「安中市動物の愛護及び管理に関する条例」が妥当ではないか。 理由1:条文からは「動物にやさしいまち」をどのように実現するか示されていない。 理由2:「動物にやさしいまち」という言葉自体、条例名に規	ご意見ありがとうございます。「動物にやさしい」は抽象的な言葉であり、「やさしい」とは言い難い行為もあることから、ご意見のとおり「安中市動物愛護及び管理に関する条例」と名称を改めます。

		定されるのみで、条例名さえ変えれば動物にやさしいまちが実現できる、とも受け取られかねない。 理由3:「動物にやさしいまち」を目指す条例であれば、少なくとも第1条の目的、第2条の定義で規定すべきではないか。 理由4:第10条で不妊去勢手術((案)では「当該猫が増えないために必要な措置」)に踏み込まざるを得ず、動物側からの立場で考えれば到底「動物にやさしい」とは考えられない。 理由5:第12条及びその見出しで、市長は「動物愛護及び管理に関する啓発」を行う、と規定している。 理由6:第12条で「人と動物が安心して共生できる豊かな社会」に言及しているが、そんな発想自体が人間本位の考え方であり、動物嫌いの人にとってもどうかと思う。 そうした不都合な真実から目を背けずに真摯に向き合うことこそが「やさしい」ことではないか。「動物にやさしい」などと自惚れず、「人の都合で動物の尊厳を傷つけている。だからこそ人は動物に対して愛情を持ち責任を深く自覚して動物を飼養すべきだ、と考えるのが自然ではないか。 そう考えれば条例名は、安中市動物愛護及び管理に関する条例、が適当。 理由7:飼い主が行うべき事	
--	--	--	--

			項は多く規定されているが、市が行うと規定されているのは指導、助言と啓発活動だけ。	
5	1	第1条	次のように改めてもらいたい(取り消し線部分を削除、下線部分を加筆)。 「この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)に定めるもののほか、動物の愛護及び管理に関する必要な事項並びに人と動物が安心して共生できる豊かな社会の推進のために必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、<u>動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全に寄与することを目的とする。</u>」 理由1:条文から「人と動物が安心して共生できる豊かな社会の推進のために必要な事項」が読み取れない。 理由2:第5条第1項で「動物が人に迷惑を及ぼし、及び危害を加えないようにしなければならない。」、第6条で、「動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止するため」と規定しており、目的にも規定する必要がある。 理由3:市民の生命、身体、財産を軽んじてはいけないと思う。	人と動物の共生となると、動物による侵害等防止する必要があると考え、第5条、第6条にて規定しております。
6	1	第2条第1項第1号	「法の第10条第1項に規定する動物で、人が飼養又は保管(以下「飼養」という。)するものをいう。」を、県条例や他市	第5条第1項第2号に「終生にわたり飼養」としておりますので、畜産農業に係るものや研究に供する動物は除外しておりま

			の条例と同様「人が所有し、又は占有する動物で、哺乳類、鳥類及びは虫類に属するものをいう。」とする。 理由1：法第10条は第一種動物取扱業の登録に関する規定で、動物愛護に馴染まない。 理由2：法第10条第1項が規定する動物は、畜産農業にかかるもの等を除外している。悪臭問題を放置したい安中市らしいとも言えるが、「人と動物が安心して共生できる豊かな社会」を目指すなら県条例と同様とすべき。	す。
7	1	第2条第1項第3号	「施設 動物を飼養又は保管するための工作物をいう。」を、「飼養施設 動物を飼養又は保管するための施設をいう。」とする。 理由：工作物には動物を飼養するための土地、設備が含まれないため。	ご意見のとおり飼養施設と、工作物を施設と改めます。
8	1	第2条第1項	「飼い犬」、「飼い猫」、「飼い主のいない猫」を規定すること。 理由：第8条の「飼い犬」、第10条の「飼い主のいない猫」の定義が必要で、第9条に関連して「飼い猫」の定義も必要のため。	「飼養する○」「当該○」などの標記に統一いたします。 なお、「飼い主のいない猫」については、飼い主の定義があるため、定義いたしません。
9	1	第3条	次のように改めてもらいたい(取り消し線部分を削除、下線部分を加筆)。 「市は、法及び群馬県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和63年群馬県条例第30号。以下「県条例」という。)並びにこの条例の目的を達成するため、<u>市民と協力して必要</u>	本条例(案)は、人と動物との共生社会の推進に向けた方針を示したものであり、それぞれに異なる飼養事情や環境にも配慮する必要があると考えられるため、努力義務としたものであり、原案のとおりとします。

			な施策を<u>実施する</u>講じるよう努めるものとする。」 理由1:第4条で市民に対し市の施策への協力を求めているのだから、市も市民と協力しなければ協力関係が成立しない。 理由2:本条例の執行機関として、努力義務ではなく「実施」してください。	
10	1	第4条	「法及び県条例並びに」は削除する。 理由:法や県条例に基づく施策への対応について、市の条例で規定することはおかしい。どうしても規定するなら法体系に沿って改めてもらいたい。	ご意見のとおり、「法及び県条例並びに」を削除いたします。
11	1	第5条第2項	次のように改めてもらいたい(取り消し線部分を削除、下線部分を加筆)。 「飼い主は、動物が<u>その命を終えるまでを終生にわたり飼養すること</u>によう努めなければならない。 理由:主語をわかりやすく、責任を明確にする。	案では飼い主の終生か、動物の終生かわかりづらいので、飼い主は、当該動物を終生飼養(法第7条第4項に規定する終生飼養をいう。)するよう努めなければならない。に改めます。
12	1	第5条第3項	削除する。 理由:最初から飼養の放棄を認めるような規定をすべきではない。(案)の規定では、「業者に引き取って貰えば良い。」と考える飼い主に対して、どう反論するのか。	原則は終生にわたる飼養に努めることでありますが、飼い主それぞれの飼養事情や環境の変化により、飼育できなくなってしまった場合の想定をしておく必要があると考え、原案のとおりとします。
13	2	第6条	次の3項目に関する条文を追加してもらいたい。 ・本条に基づいて行った指導又は助言に従わない者に対する勧告 ・勧告に従わない者に対する	動物の愛護及び管理に関する法律により、知事による指導又は助言、勧告、命ずることができると規定されており、市からの指導又は助言で改善されない場合は県と協力して対応し

			命令 ・命令を行っても解決しない場合の代執行 理由1:「動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止するため」には、指導と助言だけでは不十分と考えられる。 理由2:「市は市民を守る。」という責任を果たしてもらいたい。	てまいります。
14	2	第7条第1項第1号	次のように改めてもらいたい(取り消し線部分を削除、下線部分を加筆)。 「適正に<u>えさ</u>飼料及び水を与えること。」 理由1:法第2条第2項の飼料と紛らわしい。 理由2:第10条では「餌」としている。	ご意見のとおり、第10条と表記を統一し、飼料をえさと改めます。
15	2	第7条第1項第2号	次のように改めてもらいたい(取り消し線部分を削除)。 「寄生虫の防除、疾病の予防等日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した場合は、適切な措置を講じること。」 理由:寄生虫だけ特別に規定する理由が不明。疾病の予防の範疇と考えられる。細かく規定するなら他にも規定する事項が増えて収拾がつかない。	ご意見のとおり、疾病の予防等に含まれると考えられることから、寄生虫の防除を削除します。
16	2	第7条第1項第3号	次のように改めてもらいたい(下線部分を加筆)。 「動物の種類、習性等に応じた適正な<u>飼養</u>施設を設けること。」 理由:第2条への意見との整	ご意見のとおり、飼養施設と改めます。

			合性。	
17	2	第7条第1項第4号	次のように改めてもらいたい(取り消し線部分を削除、下線部分を加筆)。 「動物のふん尿その他の汚物及び汚水、毛、羽毛等の適切な処理を行うとともに、飼養施設の内外を常に清潔に保つこと、<u>悪臭又は害虫等の発生を防止すること。</u> 理由1:第2条への意見との整合性 理由2:動物を飼養する上で規定される問題の加筆 理由3:本条例の目的が悪臭、害虫対策ではなく、動物にやさしいまちづくりであること。	汚水も等に含まれると考えております。 第2条第1項第3号へのご意見にて、施設の定義を改めます。 本条の目的の中には生活環境の保全に寄与することもあるため、悪臭や害虫等の発生防止も必要と考えております。
18	2	第7条第1項第6号	次のように改めてもらいたい(取り消し線部分を削除、下線部分を加筆)。 「動物の大きな鳴き声等により、人に迷惑を及ぼさない<u>かけないこと。</u>」 理由1:「大きな」は現場での運用時に、指標、基準で混乱する。 理由2:第10条で「人に迷惑を及ぼすことがないよう」としている。	ご意見のとおり、動物の鳴き声により、人に迷惑を及ぼさないこと。に改めます。
19	2	第7条第1項第8号	次のように改めてもらいたい(取り消し線部分を削除、下線部分を加筆)。 「動物に、<u>飼い主の氏名及び連絡先を記載した名札、脚輪等を装着し、所有者不明の動物が飼い主のもとに帰ることができる飼い主を容易に検索することができる措置を講じること。</u> 理由:措置について具体的な	ご意見を参考に、動物には飼い主の氏名及び連絡先を記載した名札又は飼い主を特定することができる番号が記録されたマイクロチップを装着し、飼い主を容易に検索することができる措置を講じること。と改めます。

			ものとした。	
20	2	第8条	次のように改めてもらいたい(下線部分を加筆)。 「(飼い犬の飼い主の遵守事項) 第8条 飼い犬の飼い主は、前条各号及び安中市ポイ捨て等防止条例第12条第1項に定めるもののほか、その飼い犬について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。」 理由：第2条への意見との整合性。	飼い犬の飼い主では、言葉が重複しますので、「(犬の飼い主の遵守事項) 第8条 犬の飼い主は、前条各号及び安中市ポイ捨て等防止条例(平成18年安中市条例第140号)第12条第1項に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。」と改めます。
21	2	第8条第1項第2号	次のように改めてもらいたい(取り消し線部分を削除、下線部分を加筆)。 「周辺の生活環境に適応するように当該飼い犬に適したしつけを行い、飼い主の指示制止に従うように訓練すること。」 理由：制止だけ、というのは飼い主と飼い犬との関係においていかななものか。	環境省告示「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」(最終改正：令和4年第54号)の第4犬の飼養及び保管に関する基準において、所有者等の制止に従うよう訓練とあり、条例でも採用しました。 制止も指示に含まれますが、事故が起きそうな場合に特に必要なのが制止と考え、制止等の合図と改めます。
22	2	第8条第1項第3号	次のように改めてもらいたい(取り消し線部分を削除、下線部分を加筆)。 「飼い犬の飼い主を飼養する者の飼養の状況に適した頭数を把握し、みだりに繁殖して<u>適正な飼養が困難にならないよう</u>しないよう生殖を不能にする不妊又は去勢手術(以下「手術」という。)の措置を講じるよう努めること。」 理由1：飼い主や為政者の都合(安中市の殺処分ゼロの目標達成のため)で動物に不妊手術、去勢手術を強制する思考	条例名へのご意見により、安中市動物愛護及び管理に関する条例に改めることとします。 飼い主が動物へのしつけや健康管理と同様に繁殖管理も必要なことと考えております。

			回路は、違憲との最高裁判決がなされた旧優生保護法の一連の問題と同じではないか（動物の権利、生物としての尊厳を踏みにじっている）。 理由2：こんなことをして「動物にやさしい」と言えるのか、動物への思いやりはないのか。動物と人間の立場を入れ替えて考えてみてもらいたい。相手の立場で考えたうえで「やさしい」と言えるか。 理由3：手術以外の措置を規定する、手術以外の措置を講じようとする飼い主に対して市が支援する、といったやり方の方が「動物にやさしいまち」の実現に近づくのではないか。 理由4：「ペットにやさしいまちは人にもやさしい」との宣言が虚しい。「ペットの尊厳を踏みにじるまちは人権も踏みにじる」、「ペットへの思いやりがないまちは社会的弱者への思いやりもない」といったことになりかねない。 理由5：第2条第1項第2号で「飼い猫」を定義している。	
23	2	第9条	次のように改めてもらいたい（下線部分を加筆）。 「（<u>飼い猫</u>の飼い主の遵守事項） 第9条 <u>飼い猫</u>の飼い主は、第7条各号に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。」	飼い猫の飼い主では言葉が重複しますので、 「（猫の飼い主の遵守事項） 第9条 猫の飼い主は、第7条各号に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。」と改めます。
24	2	第9条第1項第1号	次のように改めてもらいたい（取り消し線部分を削除、下線部分を加筆）。	猫の屋内飼育は、環境省告示「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」（最終改正：令和4

			「飼い猫の健康及び安全の保持並びに<u>の観点及び近隣住民にへの迷惑を及ぼさない</u>にならないようにする観点から、<u>飼い猫を屋内での飼養するに努めること。</u>」 理由1:第2条への意見との整合性 理由2:遵守事項であることを明確にする。	年第54号)では努力義務であり、希少動物の保護といった地域の特殊事情等が無い本市において、本基準を超える義務化については考えておりません。
25	3	第9条第1項第2号	次のように改めてもらいたい(取り消し線部分を削除、下線部分を加筆)。 「やむを得ない事情により<u>屋内での飼養ができない場合には、みだりに繁殖して適正な飼養が困難とならないよう</u>ならないよう手術等の措置を講じるよう努めること。」 理由1:前号との整合性。屋内飼育以外を簡単に認めるべきではない。 理由2:第8条第1項第3号への意見で述べたとおり、動物の権利、生物としての尊厳を軽々しく扱うことは厳に慎んでください。 理由3:遵守事項であることを明確にする。	第9条第1項第1号へのご意見について市の考え方のとおり、屋内飼養を努力義務としています。 条例名へのご意見により、安中市動物愛護及び管理に関する条例に改めることとします。 飼い主が動物へのしつけや健康管理と同様に繁殖管理も必要なことと考えますので原案のとおりとします。
26	3	第10条	飼い主のいない猫との共生を考えた場合に本条は必要不可欠だが、不妊去勢手術にも踏み込まざるを得ない。しかし、不妊去勢手術自体、「動物にやさしい」かどうかは議論が別れるところである。 ここで条例改正案の条例名が「動物にやさしいまち」ではなく「動物の愛護及び管理に関する」であれば、不妊去勢手	ご意見のとおり「安中市動物愛護及び管理に関する条例」と名称を改めます。

			術との齟齬は生じないと考えられる。 本条を施行するのであれば、条例名は「安中市動物愛護及び管理に関する条例」とすべき。	
27	3	第10条	次のように改めてもらいたい(取り消し線部分を削除、下線部分を加筆)。 「第10条 飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者は、<u>第7条各号に準じた措置を講じて周辺の生活環境を保全し、人に迷惑が及ぼすことがないように努めること。及びまた、当該猫の繁殖に関する適切なが増えないために必要な措置を講じ、人に迷惑を及ぼすことがないように努めなければならない。</u> <u>2 飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者は、代表者を定め代表者の住所、氏名、連絡先、当該猫の匹数、性別、特徴、写真を市に届けること。</u> <u>3 市は、飼い主のいない猫に係る窓口を設置し、当該猫に対する要望、苦情への対応を行うほか、調査、対策を行うこととする。</u> <u>4 市は、飼い主のいない猫のうち、一定の要件を満たした猫について不妊去勢手術、餌場、トイレの設置に対する補助、支援を行う。</u> 理由:「動物にやさしいまち」実現に向けて市の本気を見せてもらいたい。条例名が変わっただけ、ということがないようにしてもらいたい。	飼い主のいない猫も、猫の不妊去勢手術に係る手術費補助金の対象となっています。 第8条、第9条との書き方の統一も考え、 (飼い主のいない猫にえさを与える者の遵守事項) 第10条 飼い主のいない猫にえさを与える者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 周辺の生活環境を保全し、飼い主のいない猫が増加することのないように必要な措置を講ずるよう努めること。 (2) 自らの行為によって人に迷惑を及ぼすことがないように努めること。 (3) 飼い主のいない猫が人に迷惑を及ぼすおそれのある行為を行わないよう必要な措置を講ずるよう努めること。 と改めます。

28	3	第11条	本条の存在意義が不明で、この内容なら第3条と第4条だけで十分。 この(案)では、市は市で場当たりの対応します、飼い主は自己責任でやってください、という内容であまりにお粗末。 災害時には、飼い主の自宅が損壊して責任を持った飼養が困難になる事例が多発すると予想される。 災害への対策は備えが重要であるところ、(案)では飼い主には無理筋な備えを求め、市は何ら備えをせず、場当たりの対応しかしない、としか読めない。 こんなまちが「動物にやさしいまち」を名乗ることは理解できない。 災害時こそ社会的弱者や動物たちに過度な負担の皺寄せが生じることが近年多発する災害でも明らかで、市が率先して社会的弱者や動物たちの災害対策を推進し、飼い主や市民に対しても協力を求める姿勢が必要ではないか。 最低限、避難所を動物対応可能な施設とするための改修、整備を行うとか、動物が苦手な避難者と動物同伴の避難者が同一避難所に避難した場合の仕組みづくりとか、やるべき事は多い。	災害時に行われる公的機関による支援は、人の救護が基本となりますので、ペットに対する支援は困難になることが想定され、飼養動物の対応は飼い主による自助が基本となります。 災害時はまず全ての飼養動物に応じた対応ができるとは限らず、災害時の飼養動物の対応を断らざるを得ない場面も考えられるため、必要な措置を講じるとします。
29	3	第12条	見出しと条文が繋がらない。 動物愛護と管理の啓発活動を行えば、人と動物が安心して共生できる豊かな社会にな	啓発の当然(市の責務)第3条に含まれるものでありますが、動物(愛護)への理解やマナー・モラルについては、各人のもの

		るのか。それが「動物にやさしいまち」とどう関係するのかがわからない。 豊かな社会の推進、という言葉も理解ができない。豊かな社会の実現に向けての〇〇の推進、だと思うが、「動物にやさしいまち」が、啓発活動の推進しか行わないというのはあまりにもお粗末過ぎないか。	となりますので、啓発活動をより行ってまいります。
--	--	--	---------------------------------